8　法附則第十二条の二の三第五項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

9　法附則第十二条の二の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

10　法附則第十二条の二の三第六項に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

11　法附則第十二条の二の三第七項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

12　法附則第十二条の二の三第七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

13　法附則第十二条の二の三第七項第一号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

14　法附則第十二条の二の三第七項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

15　法附則第十二条の二の三第七項第二号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

16　法附則第十二条の二の三第七項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

17　法附則第十二条の二の三第八項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

18　法附則第十二条の二の三第八項第一号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

19　法附則第十二条の二の三第八項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

20　法附則第十二条の二の三第八項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

21　法附則第十二条の二の三第八項第三号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

22　法附則第十二条の二の三第八項第三号ロに規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であるバス又はトラック（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）とする。

（法附則第十二条の二の五第一項第一号の窒素酸化物の値等）

第四条の六　法附則第十二条の二の五第一項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車　同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二　細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車　同号の表のロ窒素酸化物の欄に掲げる値

三　細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車　同号の表のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

四　細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる自動車　同号の表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

2　法附則第十二条の二の五第一項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二　窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。